

徳島県集落再生加速化支援費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 徳島県集落再生加速化支援費補助金（以下「補助金」という。）は、県内において人口減少・少子高齢化が進行し、集落の機能が低下することが懸念される中、持続可能な地域社会を実現するため、国又は地方公共団体以外の県内の団体（以下「民間事業者等」という。）が行う地域の活力維持や集落再生に関する取組みなど、徳島ならではの地方創生モデルとなる先導的な取組みに要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付対象等)

第2条 交付対象事業及び対象経費並びにその補助率又は補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(企画提案書の提出等)

第3条 補助金の交付を受けようとする民間事業者等は、知事に対し、企画提案書（様式第1号）に前条各号の事業ごとに知事が別に定める取扱要領（以下「取扱要領」という。）に規定する関係書類を添えて提出するとともに、必要に応じ、事業内容についてプレゼンテーションを行うものとする。

2 知事は、前項の規定による企画提案書の提出があったときは、提案内容を総合的に評価し、補助金を交付する事業及び交付額を決定の上、補助金を交付する民間事業者等に対し、速やかに補助金交付内示通知書（様式第2号）を交付するものとする。

3 民間事業者等が、第1項に規定する企画提案書を提出するに当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額とこの金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合算額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額した額で提案書を作成しなければならない。ただし、企画提案書提出時においてこの補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第4条 前条第2項の規定により補助金交付内示通知書の交付を受け、この補助金の交付を受けようとする民間事業者等は、知事に対し、補助金交付申請書（様式第3号）に取扱要領で定める関係書類を添えて提出しなければならない。

2 民間事業者等が、前項に規定する補助金交付申請書を提出するに当たり、この補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がある場合は、これを減額した額で申請しなければならない。ただし、交付申請時においてこの補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないときは、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による交付申請があったときは、補助金交付申請書及び関係書類の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、速やかに、補助金の交付の決定をするものとする。

(交付決定をしない場合)

第6条 前条の規定にかかわらず、知事は、第4条第1項の規定による補助金の交付申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定をしないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 前2号に規定する者と密接な関係を有する者
- (4) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

2 知事は、民間事業者等が前項各号のいずれかに該当するかどうかについて、必要に応じ警察本部長に照会することができる。

（補助金の交付条件）

第7条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付決定の条件となる。

- (1) 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の経費の配分の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
 - (2) 補助事業の内容の変更（次条に定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付するものとする。

（軽微な変更）

第8条 前条第1項第1号の軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

- (1) 前条第1項第1号の軽微な変更は、取扱要領に定める対象経費相互間において、それぞれ経費の配分額の20%を超えない経費の配分の変更とする。
- (2) 前条第1項第2号の軽微な変更は、補助事業の目的を損なわない事業内容の細部の変更とする。

（決定の通知）

第9条 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 前条の規定による交付決定の通知を受けた民間事業者等は、交付決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、この通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による交付申請の取下げがあったときは、この交付申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

（交付事業の変更等）

第11条 民間事業者等は、第7条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に取扱要領で定める関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請内容を審査し、やむを得ないと認めるときは、民間事業者等

に対し、補助事業変更（中止・廃止）承認書を交付するものとする。

- 3 民間事業者等は、第7条第1項第3号の規定による知事の指示を求める場合は、その理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（事情変更による交付決定の取消し等）

第12条 知事は、補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 第9条の規定は、前項の規定による取消し又は変更をした場合について準用する。

（補助事業遂行状況の報告）

第13条 知事は、必要があると認めるときは、民間事業者等に交付事業の遂行状況に関し、報告を求めるものとする。

- 2 民間事業者等は、前項の規定による報告を求められたときは、知事が別に指定する方法により、補助事業の遂行状況について、遂行状況報告書（様式第5号）に取扱要領で定める関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

（補助事業の遂行命令等）

第14条 知事は、民間事業者等が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、当該民間事業者等に対し、補助事業を適切に遂行するよう命じることができる。

- 2 知事は、民間事業者等が前項の命令に従わないと認めるときは、民間事業者等に対し、補助事業の遂行の一時停止を命じることができる。

（実績報告等）

第15条 民間事業者等は、補助事業が完了したとき（第11条第2項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（様式第6号）に取扱要領で定める関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、補助事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定があった年度の3月15日のいずれか早い日までにしなければならない。
- 3 民間事業者等は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により、その金額を速やかに知事に報告するとともに、第22条第2項の規定による知事の返還命令を受けた場合は、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第16条 知事は、民間事業者等から前条第1項の規定による報告を受けた場合において、書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間事業者等に通知するものとする。

（是正のための措置）

第17条 知事は、民間事業者等から第15条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認め

るときは、この補助事業につき、これに適合させるために必要な措置をとるべきことを民間事業者等に命じることができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による命令に従い是正を行った補助事業について準用する。

(補助金の請求)

第18条 第16条の規定による通知を受けた民間事業者等は、補助金請求書(様式第8号)にこの通知に係る通知書の写しを添えて、知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第19条 知事は、民間事業者等に対し、前条の補助金請求書等を受領した後に、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第20条 知事は、補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、第9条の規定による交付決定の通知を受けた民間事業者等に対し、交付決定額に2分の1を乗じて得られた金額を超えない範囲で補助金の一部を概算払により交付することがある。

2 民間事業者等は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書(様式第8号)に補助金の概算払に係る理由書(様式第9号)を添えて知事に提出しなければならない。

3 民間事業者等は、概算払を受け取ることにより預金利息等が生じたときは、その預金利息等を当該交付事業の対象経費に充当するものとする。

(決定の取消し)

第21条 知事は、民間事業者等が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令等若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は第6条第1項各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

3 第9条の規定は、第1項による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第22条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該取消しを受けた民間事業者等に対し期限を定めてその返還を命じるものとする。

2 知事は、第16条の規定により民間事業者等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該民間事業者等に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第23条 民間事業者等は、前条第1項の規定による補助金の返還を命じられたときは、この返還命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、この補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領の日において受領したものとし、この返還を命じられた額がその日に受領した額を超えるときは、この返還を命じられた額に達するまで順

次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 3 第1項の場合において、民間事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まずこの返還を命じられた補助金の額に充てられたものとする。
- 4 民間事業者等は、補助金の返還を命ぜられ、これを期限までに返還しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、この納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 6 知事は、第1項又は第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(理由の提示)

第24条 知事は、第14条第1項の規定による補助事業の遂行命令、同条第2項の規定による補助事業の遂行の一時停止命令若しくは第17条の規定による補助事業の是正のための措置の命令又は第21条第1項の規定による補助金の交付決定の取消しをするときは、この民間事業者等に対してその理由を示さなければならない。

(財産の処分の制限)

第25条 民間事業者等は、補助事業により取得した物品又は効用の増加した財産（以下「財産等」という。）を、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、この財産の耐用年数が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）で定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

(評価及び公表)

- 第26条 民間事業者等は、補助事業が完了したときは、補助事業の評価を行い、その内容を事業評価報告書（様式第10号）により知事に報告するとともに、必要に応じ、プレゼンテーション等による成果報告を行うものとする。
- 2 前項の事業評価報告書に記載すべき各事業の評価項目、成果報告の方法については、取扱要領で定める。
 - 3 知事は、補助事業による取組内容について、その概要等を公表することができる。

(書類の提出部数)

第27条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。ただし、別に定める取扱要領等により部数の指定がある場合は、この限りでない。

(書類の保管等)

- 第28条 民間事業者等は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出についての証拠書類を整理保管しておかななければならない。
- 2 前項の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、省令で定める耐用年数が複数年度になる財産等を取得した補助事業については、耐用年数を経過した年度の翌年度から起算して5年間とする。

(雑則)

第29条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に旧要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

交付対象事業	交付対象	事業区分	交付対象となる事業内容及び対象経費	補助率	補助限度額
「快適集落」 支援事業	民間事業者等	「快適集落」 検討部門	【事業内容】 地域課題解決や地域の魅力向上、地域における生活の利便性向上につながる事業の具体化や実効性の検討 【対象経費】 取扱要領で定める経費	対象経費の1/2以内 ・「アクティブシニア集落」として認定されている地域からの申請は2/3以内 ・審査において特に優秀と認められる事業は10/10以内	1事業主体当たり 500千円
		「快適集落」 実行部門	【事業内容】 地域課題解決や地域の魅力向上、地域における生活の利便性向上につながる事業の実施 【対象経費】 取扱要領で定める経費	対象経費の1/2以内 ・前年度とくしま創生アワードの最終審査会進出事業は2/3以内 ・審査において特に優秀と認められる事業は10/10以内	1事業主体当たり 2,000千円

備考 算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

徳島県知事 殿

住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名〕

〇〇年度 徳島県集落再生加速化支援費補助金 企画提案書

徳島県集落再生加速化支援費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて企画提案書を提出します。

- 1 交付対象事業・事業区分
「快適集落」支援事業
(「快適集落」検討部門 「快適集落」実行部門)
- 2 事業の名称
- 3 関係書類
- 4 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

（代表者 組織・役職・氏名） 殿

徳 島 県 知 事

〇〇年度 徳島県集落再生加速化支援費補助金 交付内示通知書

徳島県集落再生加速化支援費補助金交付要綱第3条第2項の規定により、貴団体から企画提案書の提出がありました次の事業について、補助金を交付しますので内示します。

- 1 交付対象事業・事業区分
「快適集落」支援事業
（「快適集落」検討部門 「快適集落」実行部門）
- 2 事業の名称
- 3 補助金交付予定額 金 円
- 4 補助金交付申請書の提出期日
年 月 日

徳島県知事 殿

住所
氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名 〕

〇〇年度 徳島県集落再生加速化支援費補助金 交付申請書

補助金の交付を受けたいので、徳島県集落再生加速化支援費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付対象事業・事業区分
「快適集落」支援事業
(「快適集落」検討部門 「快適集落」実行部門)
- 2 事業の名称
- 3 補助申請額 金 円
- 4 関係書類
- 5 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

徳島県知事 殿

住所
氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名 〕

〇〇年度 徳島県集落再生加速化支援費補助金
補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

補助事業の変更（中止・廃止）の承認を受けたいので、徳島県集落再生加速化支援費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付対象事業・事業区分
「快適集落」支援事業
（「快適集落」検討部門 「快適集落」実行部門）
- 2 事業の名称
- 3 補助事業の交付指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 4 関係書類
- 5 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

徳島県知事 殿

住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名〕

〇〇年度 徳島県集落再生加速化支援費補助金 遂行状況報告書

補助事業の遂行の状況について、徳島県集落再生加速化支援費補助金交付要綱第13条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 交付対象事業・事業区分
「快適集落」支援事業
(「快適集落」検討部門 「快適集落」実行部門)
- 2 事業の名称
- 3 補助事業の交付指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 4 基準日
年 月 日 現在
- 5 関係書類
- 6 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

徳島県知事 殿

住所
氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名 〕

〇〇年度 徳島県集落再生加速化支援費補助金 実績報告書

補助事業が完了したので、徳島県集落再生加速化支援費補助金交付要綱第15条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 交付対象事業・事業区分
「快適集落」支援事業
(「快適集落」検討部門 「快適集落」実行部門)
- 2 事業の名称
- 3 補助事業の交付指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号
- 4 交付決定額 金 円
- 5 関係書類
- 6 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

徳島県知事 殿

住所
氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名 〕

〇〇年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け徳島県指令 第 号により交付決定通知のあつた補助金について、徳島県集落再生加速化支援費補助金交付要綱第15条第3項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 補助金の額の確定額 | |
| 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | |
| 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | |
| 金 | 円 |
| 4 差額（3－2） | |
| 金 | 円 |

添付書類

- （1）3の金額の積算の内訳等
- （2）消費税及び地方消費税の申告書の写し

担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）

氏名 連絡先

受理日付印

補助金請求書

請求日 年 月 日

徳島県知事 殿

請求者

住所

氏名
(法人名及び代表者名)

右の金額を 請求します。	請求 金額									円
-----------------	----------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

摘 要	
交付対象事業	「快適集落」支援事業（ ）
交付指令金額	
交付指令年月日	
交付指令番号	
交 付 額	既受領額
	今回請求額
	残 額
請求区分	1 精算 2 概算

口座振込先	
金融機関名（ ）	店舗名（ ）
預金種別（1 普通 2 当座 9 その他）	
口座番号	（右づめ）
口座名義（カタカナ書き）	（ ）

発行責任者及び担当者（個人の場合は、担当者欄に連絡先のみ御記入ください。）

	氏 名	連絡先
発行責任者		
担当者		

徳島県知事 殿

住所
氏名
〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名 〕

〇〇年度 徳島県集落再生加速化支援費補助金の概算払に係る理由書

徳島県集落再生加速化支援費補助金交付要綱第20条第2項の規定により、次のとおり提出します。

- 1 交付対象事業・事業区分
「快適集落」支援事業
(「快適集落」検討部門 「快適集落」実行部門)
- 2 事業の名称
- 3 理由
- 4 関係書類
(1) 支出計画書
(2) 支出計画の根拠となる資料
- 5 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先

徳島県知事 殿

住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名〕

〇〇年度 徳島県集落再生加速化支援費補助金 事業評価報告書

補助事業が完了したので、徳島県集落再生加速化支援費補助金交付要綱第26条第1項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 交付対象事業・事業区分
「快適集落」支援事業
(「快適集落」検討部門 「快適集落」実行部門)

2 事業の名称

3 補助事業の交付指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号

4 交付事業の評価

評価項目	評価結果

5 担当者の氏名、連絡先（個人の場合は、連絡先のみ御記入ください。）
氏名 連絡先